内閣衆質一九八第一八七号

令和元年六月七日

内閣総理大臣 安 倍 晋 \equiv

衆

議

院

議長

大

島

理

森

殿

衆議院議員阿部知子君提出社会保険労務士の懲戒制度に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員阿部知子君提出社会保険労務士の懲戒制度に関する質問に対する答弁書

一の(一)のアについて

御指摘の 「社会保険労務士の懲戒処分等に係る事務手続マニュアル」 (以下「マニュアル」という。

については、 御指摘の 「平成二十五年三月二十九日」に作成された後、変更されたことはない。

の(一)のイについて

監督課」という。)で受け付けることができること等が示されているとともに、 については、 マニュアルにおいては、社会保険労務士に対するその依頼者等からの苦情や社会保険労務士の不正の情報 御指摘 の「不正情報などの相談窓口」及び「担当する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 都道府県社会保険労務士会の苦情相談窓口又は都道府県労働局労働基準部監督課 外部から局監督課に対し 。 以 下 局

当窓口を紹介し、当該担当窓口宛てに当該情報を提供するよう要請すること等が示されているところであ る事案の情報が寄せられた場合には、 て健康保険法(大正十一年法律第七十号)等の社会保険諸法令に係る社会保険労務士の不正行為に該当す 当該情報を提供した者に対して、地方厚生局又は地方厚生支局の担

る。

一の(二)について

第二十五条の四第二項の規定に従って、 処分」という。)の典型的な事案についての基本的な事務処理の進め方を参考に処理されているところ、 ること、また、処分結果は官報及び厚生労働省ホームページに公表することから結果の確認が可能である 求」という。)を行った者に対して「懲戒処分を行う場合は、 つ、マニュアルに示されている法第二十五条の二又は第二十五条の三の規定による懲戒処分 の期日及び場所を公示しているところである。また、聴聞に係る事務は、 ないが、厚生労働省においては、社会保険労務士法 マニュアルにおいては、 「聴聞参加者」、 法第二十五条の三の二第二項の規定による通知及び措置 「確保」、 御指摘の「社労士の懲戒に係る聴聞」(以下「聴聞」という。) 「関係人」及び「告知」の意味するところが必ずしも明らかでは (昭和四十三年法律第八十九号。以下「法」という。) 公開で聴聞を行うことから傍聴が可能であ 個別の事案の内容等を踏まえつ 一の求め 。 以 下 (以下「懲戒 「懲戒請

ではないが、 お尋ねの「しているとしたら」が聴聞に係る事務のいずれのものをしていることを指すか明らか 聴聞に係る個々の事務の実施時期は、 個別の事案に応じて判断されるものであり、 当該実施

ことを説明する」等と示されているところである。

時期を一概にお答えすることは困難である。

一の(三)のアについて

お尋ねの 「現在も基準として存在する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、厚生労働省に

お いては、 直近で平成二十六年三月十九日に改められた御指摘の「社会保険労務士の懲戒処分に係る量定

の基準」(以下「量定基準」という。)別表を基準として、情状を総合的に考慮し、懲戒処分の量定を決

定しているところである。

一の(三)のイについて

お尋ねについては、 仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。

の(四)のアについて

御指摘の「※平成三十一年四月一日以降の懲戒処分より適用」という文言は、 懲戒処分の公表事項の一

部についての見直しが行われて厚生労働省のホームページに掲載された御指摘の 「公表の基準」(以下

「公表基準」という。)が、同日以降に行われた懲戒処分に適用されているという趣旨のものである。

の(四)のイについて

を、 いう。)を含めた懲戒処分の内容に応じて、一定期間公表しているところである。 厚生労働省においては、 法第二十五条の二又は第二十五条の三の規定による業務の停止の懲戒処分(以下 社会保険労務士の業務の公益性に鑑み、 懲戒処分及びその対象となった行為等 「業務停止処分」

一の(四)のウの(ア)及びエについて

ものと考えている。 応に支障を来すおそれがあることから、 分について裁判所による執行停止の決定が出された場合は、 二年」と定められているが、 業務停止処分の公表の期間については、公表基準において、 個別の懲戒処分の公表に係る取扱いについて明らかにすることは、今後の対 お答えを差し控えたい。 当該懲戒処分の公表を差し控えることになる 「業務の停止の日から期間終了の翌日より なお、 一般論としては、 例えば、 懲戒処

の(四)のウの(イ)について

受けた社会保険労務士が、当該業務停止処分を受けている期間中に法第二条又は第二条の二等の規定によ る社会保険労務士の業務を行った場合には、 お尋ねについては、 仮定の質問であり、お答えすることは差し控えたい。なお、仮に、業務停止処分を 懲戒処分等の対象となり得る。

兀

一の(五)のアについて

0) (三) のアで御指摘の非公表の量定基準を除き、 厚生労働省においては、 お尋ねのような基準を定

めてはいない。

の(五)のイ及びウの(ウ)について

お尋ねの 「通報者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘のような事案についてのお

尋 ねの 「確認方法」 P 「調査」 内容の 「報告」について明らかにすることは、今後の対応に支障を来すお

それがあることから、 お答えを差し控えたい。 なお、マニュアルにおいては、 「懲戒請求者に対して処分

結果の通知は行わない」等と示されているところである。

の(五)のウの(ア)について

御指摘の 「通報」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 御指摘のような事案に係るものを含

め 懲戒請求については、原則として、局監督課又は地方厚生局年金調整課若しくは年金管理課若しくは

兀 国厚生支局年金管理課において受け付けられているところである。また、 懲戒請求については、

よるものか口頭によるものかを問わず受け付けられているところであり、 特定の様式を用いて行われる必

要があるものではないが、マニュアルにおいては、 懲戒請求の様式として「社会保険労務士懲戒請求書」

が定められているところである。

一の(五)のウの(イ)について

御指摘の 「通報」及び「その根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、法には、懲戒請求

があった場合における御指摘のような「調査の作為義務」についての規定はないところ、御指摘のような

事案に係る懲戒請求があった場合は、その内容を踏まえ、 厚生労働省において必要に応じ対応することと

なると考えている。

二の(一)について

御指摘の 「執行停止を申し立て」ることの具体的に意味するところが明らかではないため、

ことは困難である。

二の(二)について

お尋ねの「一定の情報を開示する用意」の意味するところが明らかではなく、また、 御指摘の「全国社

会保険労務士会連合会並びに各都道府県社労士会のHP」については、政府としてお答えする立場にない

ため、お尋ねについてお答えすることは困難である。 なお、一般論としては、処分の取消し等を求める訴

訟が提起された懲戒処分については、 当該訴訟において示されることとなる裁判所の判断を尊重しつつ、

当該懲戒処分の公表等の対応について検討していくこととなる。

二の(三)について

お尋ねの「告知」の意味するところが必ずしも明らかではないが、一般論としては、厚生労働省におい

ては、懲戒請求を行った者に対して、懲戒処分の取消し等を求めて提起された訴訟に関連する情報を提供

するといったことは通常行っていない。